官民協働による「宝塚生活ガイドブック」共同発行事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 事業名 官民協働による「宝塚生活ガイドブック」共同発行事業

(2) 目的 行政情報と地域情報をまとめた宝塚生活ガイドブックの発行・配布を 官民協働による共同発行事業として実施することにより、行政の財政 負担を伴わずに、市民生活の利便性の向上と地域の活性化を目指す。

(3) 期間 協定締結の日から令和5年(2023年)12月28日(木)までとする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、企画提案参加申込書の受付時に、次の条件を満たす者とする。

- (1) 宝塚市入札参加資格者名簿に登録された者
- (2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しないこと。

3 企画提案書

本要領及び別紙「官民協働による「宝塚生活ガイドブック」共同発行事業に係る仕様書 (以下「仕様書」という。)」に沿い、刊行物発行に関し必要な事項を提案する。

企画提案書等提出書類一覧

(1) 企画提案参加申込書(様式1)

原本1部 副本7部

(2) 会社概要等(会社の業務内容等がわかるもの)

原本1部 副本7部

(3) 過去における同様・同種業務等の実績

8 部

(4) 企画提案書

8 部

提案書は A4 横 20 ページ以内とする。

次の事項は、記述必須とする。

- ① 官民協働による共同発行事業に対する考え方
- ② 掲載内容(市の PR に繋がる情報、行政情報、地域情報など)の構成・内容、 具体的なレイアウト(見本)などの提案

※各情報ごとの発行ページ数等、具体的にわかる資料を含む

※過去に発行した同事業のサンプル等

- ③ 宝塚市内全図の編集・発行の方法
- ④ 刷り色、規格、組版、製本等発行物の仕様に関する提案

- ⑤ 広告募集の方法と体制(掲載広告の募集及び、内容チェックの方法、体制等)
- ⑥ 発行までのスケジュール
- ⑦ 具体的な配布方法と体制、配布後の対応についての考え方
- ⑧ 本事業の収支計画表(内訳含む)

4 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和 5 年 (2023 年) 4 月 19 日 (水) 17 時までに 郵送 (必着) または窓口へ持参

(2) 提出先 (住所) 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所本庁舎4階 広報課

(担当者) 井上 (遼)・井上 (愛)

(直通電話) 0797-77-2002

(7r97-74-6903)

(E メール) m-takarazuka0003@city.takarazuka.lg.jp

- (3) 提案内容 仕様書の要件を全て満たしたものであること。
- (4) 提出書類 前述の「3 企画提案書等提出書類一覧」を参照のこと。

5 プレゼンテーション

(1) 開催日時 令和 5 年 (2023 年) 4 月 26 日 (水) 14 時半から 16 時半まで 説明時間 1 者 15 分 質疑時間 1 者 20 分

※プレゼンテーションへの参加は、企画提案書等の内容を確認し、仕様書の 要件を満たしている事業者のみとする。

※仕様書の要件を満たしている事業者には、後日、審査開始時刻を連絡します。

- (2) 開催場所 宝塚市役所 本庁舎 2 階 1-1 会議室
- (3) 内容 参加者から審査項目に沿ってプレゼンテーションを受け、審査を行う。

6 選考審查方法等

- (1)審査は、下記7の「審査基準及び配点」に従い、宝塚生活ガイドブックプロポーザル審査会にて、プレゼンテーションの評価を採点方式により行う。
- (2)審査の結果、最高得点を獲得した提案者を共同発行事業者候補者として選定する。 最高得点提案者が複数あった場合は、審査会で審査し選定する。

また、企画提案書の提出が1者のみの場合であっても、審査を実施する。

7 審査基準及び配点

審査項目	採点割合	審査基準
①企画提案内容	25/50	見やすく、分かり易い工夫が
		施されているか
②推進体制及び工程	10/50	適正な配置人員で、本市の指
		示に柔軟な対応が可能か
③業務実績	10/50	官民協働による共同発行事
		業実績の有無
④全体的適正度	5/50	企画実現に向けた確実性、信
		憑性の有無

8 審査結果の通知

審査結果は、郵送にて審査会に参加した全事業者に、令和5年(2023年)4月28日(金) に文書で通知する。

9 質疑

本要領について、質疑がある場合は、<u>令和5年(2023年)4月4日(火)17時</u>までに広報課へ質問書を提出する。

- ・質問書は、持参、FAX又はメールで提出する。
- ・回答は質問者名をふせ、全参加者に送付する。令和 5 年 (2023 年) 4 月 7 日 (金) 13 時から回答を F A X で送付する。

10 日程

・公示 令和5年3月30日(木)から

・質問受付締切 令和5年4月4日(火)17時まで

・質問回答 令和5年4月7日(金)13時から

・企画提案書受付締切 令和5年4月19日(水)まで

・プレゼンテーション 令和5年4月26日(水)14時半から

11 協定

- (1)発行事業者選定後、市と「官民協働による宝塚生活ガイドブック共同発行事業に関する協定」を締結する。
- (2)協定を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の

排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書(様式2)を提出すること。

12 その他

- (1) 応募のため提出された書類は、返却しない。
- (2) 企画提案書の応募に係る費用については、応募者の負担とし、市はいかなる費用も 負担しない。
- (3) 応募された各企画提案書の審査内容に係わる質問には、一切応じない。
- (4) 採用された企画提案書について、市は、採用となった事業者と協議のうえ変更することがある。

(あて先) 宝塚市長

申請者住所会社名代表者名

官民協働による「宝塚生活ガイドブック」共同発行事業に係る 公募型プロポーザル参加申込書

官民協働による「宝塚生活ガイドブック」共同発行事業に係る企画提案について、参加の申し込みを行います。

また、本書に添付して提出する書類の記載内容については、全て事実と相違ありません。

担当者		
電話番号	(代表・直通)	
F A X		
メール		

誓 約 書

宝塚市との『官民協働による「宝塚生活ガイドブック」共同発行事業(以下、「本事業」という。)』の協定締結に当たり、下記のとおり誓約する。

記

- 1 国税及び、宝塚市において市税等の滞納をしていないこと
- 2 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年条例第 6 号。以下、「条例」という) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員、又は第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。また、市が必要とする場合に、兵庫県警へ照会を行うことに合意し、市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行うこと
- 3 上記1、2に違反したときは、協定の解除及び、解除の事実についての公表など、市が 行う措置について異議を唱えないこと

令和 年 月 日

宝塚市長 様

(共同発行事業者) 住 所(所在地)

氏 名 法人 名 代表社名